

## 井原市民間事業用地開発促進奨励金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市内で事業用地の開発を推進することにより、企業誘致及び市内企業の事業拡大を図るため、事業用地を造成し工場等を建設する民間事業者に、予算の範囲内で井原市民間事業用地開発促進奨励金（以下「奨励金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、井原市補助金交付規程（昭和34年井原市規程第1号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 製造工場 日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）のうち、大分類に規定する製造業の項目に掲げる製造業の用に供する工場をいう。
- (2) 研究所等 次の各号のいずれかに該当するものをいう。
  - ア 工業製品に係る研究所
  - イ バイオテクノロジーに係る研究所
  - ウ 光通信又は電気通信に係る研究所
  - エ ソフトウェアハウス
  - オ システムハウス
  - カ 高度情報処理産業に係る事業所
  - キ 高度な機械修理業に係る事業所
  - ク ディスプレイ業に係る事業所
  - ケ 非破壊検査業に係る事業所
  - コ デザイン業に係る事業所
  - サ 機械設計業に係る事業所
  - シ エンジニアリング業に係る事業所
  - ス その他当市における産業構造の高度化及び多角化に寄与するとして市長が認める研究所又は事業所
- (3) 物流施設 日本標準産業分類のうち、大分類に規定する卸売業、中分類に規定する道路貨物運送業及び倉庫業、小分類に規定する貨物運送取扱業若しくは港湾運送業を営む者が使用するために建設をする倉庫、配送センター又は流通に伴う簡易な加工を行う事業場（以下「流通加工場」という。）及び日本標準産業分類のうち、大分類に規定する製造業若しくは小売業を営む者が使用するために建設をする倉庫、配送センター又は流通加工場（工場又は店舗に併設されるものを除く。）をいう。
- (4) リース事業者 他者に賃貸することを目的として、事業用地を造成し製造工場、研究所等又は物流施設（以下「工場等」という。）を建設する事業者であって、当該土地及び当該土地に設置された工場等を運営主体となる者に賃貸することについて、市長が承認したものをいう。

(対象事業)

第3条 対象事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 一度の開発により、開発区域の面積が3,000㎡以上の事業用地（以下「事業用地」という。）を造成するもの（以下「開発」という。）
- (2) 開発に当たり必要な法令等に定めのある手続を経ているもの
- (3) 開発に係る造成工事を令和7年4月1日以後に着工し、かつ、着工前に第6条に規定する認定申請を行うもの
- (4) 開発完了後1年以内に事業用地に工場等の建設に着手するもの
- (5) 造成した土地に建設する工場等に係る固定資産投資額が次の区分に応じて次に定める額を超えるものであること
  - ア 中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう。） 1億円
  - イ ア以外の者 2億円

(交付対象者)

第4条 奨励金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 前条の対象事業を行う者
- (2) 井原市暴力団排除条例（平成23年井原市条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団員等市長が不適当と認める者でない者
- (3) 市税を滞納していない者

(奨励対象経費)

第5条 奨励金交付の対象となる経費は、開発に係る造成工事費（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

(奨励金額)

第6条 奨励金の額は、前条の経費の2分の1の額とし、次表の左欄に掲げる奨励金の要件の区分に応じて、同表右欄に定める額を上限とする。

| 奨励金の要件      |                   | 上限額     |
|-------------|-------------------|---------|
| 開発した事業用地の面積 | 3,000㎡以上6,000㎡未満  | 1,000万円 |
|             | 6,000㎡以上10,000㎡未満 | 2,000万円 |
|             | 10,000㎡以上         | 3,000万円 |

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。

(認定申請)

第7条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、原則として開発に係る造成工事の着工予定日の30日前までに井原市民間事業用地開発促進奨励金事業認定申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 開発に当たり必要な法令等の許可証等の写し

- (3) 計画図等開発計画の内容が確認できる書類及び工場等の建設概要（図面を添付）
- (4) 開発する土地に係る造成工事費、工場等の建設及び設備投資に係る経費の積算内容が確認できる書類（工事費内訳書、見積書等の写し）
- (5) 造成工事着工前写真
- (6) 土地の所有者を特定できる書類（不動産登記事項証明書等）
- (7) 法人登記全部事項証明書
- (8) 市税完納証明書
- (9) 誓約書（様式第3号）
- (10) 申請時前3年分の決算報告書
- (11) その他市長が必要と認める書類  
（認定通知）

第8条 市長は、前条の認定申請書の提出があったときは、その内容を審査するとともに必要に応じて現地調査等を行い、適否を決定し、井原市民間事業用地開発促進奨励金事業認定（却下）通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（事業内容の変更等）

第9条 前条の認定通知を受けた者（以下「認定事業者」という。）が、認定に係る事業用地の造成工事等の内容を変更するときは、変更工事着手前に井原市民間事業用地開発促進奨励金事業変更認定申請書（様式第5号）を、事業用地の造成を中止する場合は井原市民間事業用地開発促進奨励金事業中止届出書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の変更認定申請書の提出があったときは、その内容を審査し適否を決定し、認定事業者に井原市民間事業用地開発促進奨励金事業変更認定（却下）通知書（様式7号）を交付するものとする。

3 第1項の中止届出書を市長が受理したときは、認定通知は効力を失うものとする。

（認定の取消し）

第10条 市長は、認定事業者が次の各号に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、第8条の認定又は前条第2項の変更認定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により認定又は変更認定を受けたとき。
- (2) 前条第1項の規定による変更手続によることなく認定を受けた内容を変更したとき。
- (3) この要綱に違反する事実があったとき。

2 市長は、前項の規定により認定又は変更認定を取り消したときは、遅滞なくこの旨を書面により、認定事業者に通知するものとする。

（交付申請）

第11条 認定事業者は、認定に係る事業用地における工場等の操業開始後3月以内に、井原市民間事業用地開発促進奨励金交付申請書（様式第8号）（以下「交付申請書」という。）に以下に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第9号）
- (2) 開発した宅地に係る公図の写し及び登記全部事項証明書
- (3) 完了した造成工事の経費、工場等の建設及び設備投資に係る経費の積算内容が確認で

きる書類（工事費内訳書、請求明細書等の写し）

- (4) 造成工事費、工場等の建設及び設備投資に係る経費の支払が確認できる書類（領収書等の写し）
- (5) 造成工事完了写真
- (6) 工場等の図面及び建築工事完了写真、建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条第5項又は同法第7条の2第5項に規定する検査済証の写し
- (7) 市税完納証明書
- (8) 申請時前3年分の決算報告書
- (9) その他市長が必要と認める書類

（交付決定及び交付額の確定）

第12条 市長は、前条の申請書を受理したときは、内容を審査するとともに必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは、奨励金の交付決定及び交付額の確定を行い、井原市民間事業用地開発促進奨励金交付決定及び額確定通知書（様式第10号）により認定事業者へ通知するものとする。

（奨励金の請求）

第13条 奨励金の交付決定及び交付額の確定を受けた認定事業者（以下「奨励事業者」という。）は、前条の通知を受けたときは、井原市民間事業用地開発促進奨励金請求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

（奨励金の支払）

第14条 市長は、前条の請求書を受理したときは、速やかに奨励金を交付するものとする。

（交付決定の取消）

第15条 市長は、奨励事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、奨励金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により奨励金額の決定を受けたとき。
- (2) 正当な理由によることなく、第12条の規定による奨励金の交付決定の日から起算して10年以内に工場等の操業を休止し、又は廃業し、事業用地を工場等以外の他の用途に使用したとき。
- (3) その他この要綱の規定に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が奨励金の交付を不相当と認めたとき。

（奨励金の返還）

第16条 市長は、前条の規定により奨励金の交付決定を取り消した場合において、既に奨励事業者に対して奨励金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（報告義務）

第17条 奨励事業者は、奨励金の交付決定の日から起算して10年を経過する日までに事業を中止し、又は工場等を市外に移転するときは、市長に書面で報告しなければならない。

2 奨励事業者は、開発した土地に係る工場等において操業を開始した日（以下「基準日」

という。) から起算して5年を経過する日までの間、毎年、井原市民事業用地開発促進奨励金事業状況報告書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

3 前項の報告は基準日から起算して30日以内に行わなければならない。

(財産処分の制限)

第18条 奨励事業者は、奨励金の交付の対象となった事業用地を奨励金の交付の目的に反して利用し、譲渡し、交換し、又は貸し付けようとするとき(リース事業者が工場等の運営主体に賃貸する場合を除く)は、奨励金の交付対象となった財産処分承認申請書(様式第13号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(見直し)

第19条 市長は、この要綱の施行後3年ごとに、当該事業の有効性について確認し、検証し、見直すものとする。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。